

たかひこ通信

たかひこ通信 No.22をお届けいたします。3月町議会が3月8日から始まります。町政についてのご意見・要望をお寄せ頂ければ幸いです。

部内資料 たかひこ通信 No22
2013/2/25 〒399-8601 長野県北安曇郡池田町大字池田3089-4 薄井孝彦
Tel・Fax 0261-62-5093
mail : peace-iked@peach.plala.or.jp
http://web-ariakesan.com/

「社会資本総合整備計画(素案)」の論点

町は、社会資本総合整備計画(素案)をニューレターで全戸配布しました。しかし、町民からは、「内容がよく分からない」との声が聞かれます。

この計画は総事業費18億3600万円、町負担約11億円の大事業です。町は3月末までに計画案を決定し、来年度に国に申請、26年度から5カ年の事業実施を予定しています。

計画案の論点について述べますので、皆さまにも検討していただき、町へ意見を上げていただければと思います(3月4日まで)。

論点 1

わずか4ヶ月の検討で計画を決めて実行に移して良いのか?

計画案が策定委員会(町民団体代表など20人で構成)に示されたのは昨年12月20日でした。ニューレターNo.1、2で町民に計画の概要が知らされたのは2月6日・20日

でした。今後、計画案は策定委員会での検討及び町民への意見募集と自治会協議会の意見を基に修正作業を経て、最終は3月の策定委員会で確定することになっています。

直接町民への説明と意見を聴取する機会も持たず、わずか4回の策定委員会の論議で計画を確定して良いのでしょうか?あまりにも性急な計画決定だと思えます。町政の主役は町民です。町は町民の意見を聴き論議し、町民参加で計画を練り上げることが必要ではないでしょうか?

論点 2

「交流センター(新公民館)」の建設で、町なかの「人の流れ」ができるのか?
今、町民は何を望んでいるか?

町はアップランド跡地に交流センター(新公民館)の建設で「人の流れ」を作るとしています。果たして人の流れやにぎわいを作りだせるのでしょうか?

公民館の23年度の利用者数は1万1140人で、多目的研修センター、創

造館よりも少ない状況です。「人の流れ」は日常の買い物の場で作られると思います。いかがでしょうか?

今、町民は町なかに買物の場の再開を切実に求めています。アップランド跡地に買い物の場を作り、にぎわいを産み出す努力をすることが行政の仕事ではないでしょうか?

論点 3

国・町財政が不透明の時期に多額の借金をして良いのか?
計画に経費削減・施設有効利用の観点は?

国には約960兆円、町には約110億円の借金があり、今後の国・町財政は不透明です。そのような時期での大型事業は既存施設の有効利用と建設後の維持管理を含めた検討が必要です。今、多額の借金は削減すべきではないでしょうか?

計画では交流センターに400席のホールを設置するとしています。創造館の232席のホールはどうなるのでしょうか?また、会議室は福祉会館など他施設の会議室利用も検討すべきではないでしょうか?

会津若松市議会の「議会改革」を学ぶ!

2月6日、会津若松市議会議員長目黒章三郎氏をお呼びし、町議会主催の「議会改革講演会」を開催しました。

町議会では現在、「議会基本条例」の条例化を目指して取り組んでいます。今回の講演会はその一環として行いました。

当日は議員・町関係者など29人、町民の皆さん16人など総勢47人が参加しました。

会津若松市議会は、毎年市民との意見交換会(市政報告会)を行い、出された意見を討議・政策化して議会に提案し、行政に実施させています。更に、実施内容を評価し政策提言につなげています。この活動は「政策形成サイクル」と呼ばれ高く評価されています。講演で「議員・議会は常に写真:ユーモアたっぷり好評だった目黒議長の話

住民の声を聞き、議員間の討議を深め、行政のチェックと政策提言を行うこと。議会は住民参加を目指すべきである」には納得しました。町議会も議会報告会を起点に「政策形成サイクル」が実施できるよう頑張りたいと思います。

町議会改革 一歩前進!
「全議員で「議員の兼業・兼職の禁止に関する申し合わせ」を確認」

2月20日に議員協議会が開かれ、全議員で次の申し合わせを行いました。

「議員は原則として、町から補助金や負担金を受けている法人・団体の代表者になることができない(自治会長も含む)。」

この申し合わせにより、議員活動の透明性・公平性が高まり、町民に疑惑を抱かせることが減少します。

今回の申し合わせは議会改革の一環として行いました。近隣では大町市議会も申し合わせており、参考にさせていただきます。

なお、4月1日からの適用となりますが、経過措置として次の役員改選時に議員は長・代表者を退く措置をとることになっています。

